

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

改正案	現行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第 二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第 一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するもの に限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する 資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の 提供、同条第八項に規定する仮想通貨交換業者が行う同条第七項 に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第十三項に規定す る指定紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第 二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第 一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するもの に限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する 資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の 提供及び同条第八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第九 十九条第一項各号列記以外の部分に規定する役務の提供</p>